

第七十一号議案

江戸川区住まいの改造助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区住まいの改造助成条例の一部を改正する条例
江戸川区住まいの改造助成条例（平成二年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「熟年者」を「高齢者」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

助成の対象となる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

一 江戸川区内に居住していること。

二 現に居住する住宅について住まいの改造を必要としていること。

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けていること。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象から除くものとする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人福祉施設その他の施設に入所中又は入院（短期入院を除く。）中の者。ただし、住まいを改造することにより、当該施設を退所し、又は退院することが可能となる場合は、この限りでない。

二 住まいを改造することについてその住宅の所有者の承諾が得られない者

第三条第一項中「、次の表の上欄に掲げる所得段階の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる助成割合」を「九割（介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用を受ける者にあつては八割、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定の適用を受ける者にあつては七割）」に改め、同項の表を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）に基づく保護を受けている者に区が助成する額は、次項の規定により算出した助成対象額とする。

3 助成対象額は、江戸川区規則（以下「規則」という。）に定める住まいの改造工事に要する費用（二百万円を限度とする。）とする。この場合において、介護保険法第四十五条の規定による居宅介護住宅改修費又は同法第五十七条の規定による介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）が支給されたときは、住まいの改造工事に要する費用から住宅改修費の支給対象となる住宅改修に要する費用の額（居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額を超えるときは、当該基準額）を控除した額とする。

第三条第四項及び第五項を削る。

第四条中「申請者は、江戸川区規則（以下「規則」という。）を「助成を受けようとする者は、規則」に改める。

第五条中「第二条の規定に該当するか否かを調査」を「内容を審査」に改める。

第六條第一項中「審査し、」の下に「適当と認めたときは」を加え、同條第二項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第二條及び第三條の規定は、施行日以後の申請から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

（説明）

時代に合わせた行政サービスの整理・再構築を図るため、住まいの改造助成の対象となる者を要介護認定又は要支援認定を受けている者とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。